



茨城統計月七號

卷頭言

★ 縣下を襲つた水魔、隨所に暴威をふるひ慘狀目をおほはしむるものあり。

★ 非常時を守る縣民に更に試練は加へらる。徒に水災におびえず、冷靜に善處對策を講じ、遺憾なきを期さねばならぬ。

★ 猛暑正に來らんとす。水禍に續く酷熱、併し異郷に戦ふ將士の辛苦を思へば何で何でもない。必死の努力をなすべき秋だ。

★ 今松會長を送り、久保田峻新會長を迎ふ。縣統計協會も會員各位と共に清新の氣を養つて秋の繁忙に備へやう。



(官計統知長)

事變下に於ける

農家調査實施の意義

農林省統計官 長畑健二

はしがき

農林省に於ては全國に於ける農林統計調査機關を總動員して、本年九月一日現在を以て、農家統計の調査を實施することになり、曩に地方長官に對して其の旨進牒を發した次第であつて、全國の各市町村農林統計機關は目下着々と其の準備を進められて居ることゝ推察する。調査に關する技術上の詳しいことは各道府縣では夫々打合せ、訓練會等に依つて市町村統計機關と連絡をとつて、萬遺漏なくやつて居ることゝ思ふから、私は本稿では、このやうな調査技術に亘ることは避けて、専らこのやうな調査を日支事變の最中、然も國を擧げて戦時體制を整へて、長期戦に對應することに腐心しつゝある今日、敢て農林省が特別の豫算の計上もなく突如として實施することの意義について、若干の卑見を述べて地方農林統計關係者の御參考に供したいと思ふ。

一、非常時局と國民の協力

今次の支那事變は實に我が國有史以來の國家的大偉業であつて、この大偉業に參劃さしていただく事の出来る光榮を吾等日本國民として感謝しない者は凡らく一人も無からう。勿論現在の如き複雑なる社會機構の下に於ては、

國民各自の社會的機能は千差萬別であるからして、勢ひ此の國家的大偉業に於ても、各人の受持つべき役割に色々の差が生まれることは止むを得ない。

戦線に在つて、直接身命を鴻毛の輕きに比して日夜抗日支那軍の擊滅に従事する者もあれば、銃後に在つて武器彈藥、糧食等の製造、供出に心身を碎く者もあり又農、工、商業等の各自の産業に精勵して生産力、經濟力の維持増進に努むる者もある。近代戦の特徴が既に單なる武力と武力との争でなく、經濟力、科學力等あらゆるものを擧げての國の總力と總力との争であることを考へる時、國民の總てがこのやうに其の分に從つて、夫々奉公の誠を效すことは當然のことである。政府が今次事變の勃發するや直に國民精神總動員運動を全國的に起したのも畢竟國民の總てに此の事變の眞の意義を充分に理解せしめて、之に處する國民の心構へに缺くる所のない様にしやうといふにあるものと思ふが、幸にして國民の時局認識は益々深まり、銃後の護りの愈々固いことは皇國の爲洵に慶賀の極みである。

併しながら、事變は愈々長期戦の段階に這入り、日本國家としては腰をどつしりと落付けて、終局の目的を貫徹する迄は如何なる事態の變化にも恐れず、如何なる苦難の途をも厭はないだけの堅忍持久の精神を必要とすること切なるものがある。されば、國家は經濟的方面に於ても物資需給調整の根本方針を確立して、各方面の經濟活動に國家的見地より規制を加へつゝあるけれ共、國民に於ても、よく其の趣旨を理解して、自己の利害を超越して物資調整に協力を惜まず、着々其の成果を擧げつゝあることは、世人の既に知る通りである。又農村民に於ても、馬糧の供出、軍馬の徵發等に際しては、自己の業務を犠牲に供しても、喜んで之に應ずる有様であつて、産業經濟の各方面を通じ事變克服に涙ぐましい協力をして居る。

又社會方面に於ても、出征將士、出征家族の慰問は素より皇軍の武運長久祈願、陸海軍への獻金等諸般の事變に伴ふ社會的活動は益々旺盛の度を加へ、國民の凡ゆる階層を通じてこの歴史的大偉業の遂行を完成せしめんと懸命

の努力を傾注して居ることが認められる。この事は今次事變の重大性を考へる時、日本國民として當然のことではあるが、究極の大目的を達成するが爲には、國民はいやが上にも銃後の護りを固くすることに全幅の力を致すべきものと思ふ。

二、統計報國の途

統計が現下の社會に於て重要な役目を果たしつゝあることについては今更多言を要しない所であつて、統計關係者はかるが故に此の非常時局に際して愈々滅私奉公の覺悟を強固にして、統計調査に邁進して居る次第である。元來統計は政策、諸施設の基礎的資料として國家、公共團體が之を利用する場合は非常に多いのであるから、從來此の調査事業は國家、公共團體の手に依つて遂行せらるゝ場合が多いのであるが、統計調査は其の本來の性質として、社會大量を相手とする仕事であつて、之を實行するに當つては、限られた政府の機關のみの力では完全を期し難い點が多いのである。是を以て、從來大がかりな統計調査には、常に一般國民の援助を要求し、或は特殊の人々に調査事務の一部を委託する等のが行はれて居るのである。單なる個人主義立場に立つて考へる時は、國民として調査上の申告をしたり、調査員に選任せられて調査事務を行ふなどいふことは、甚だ迷惑な事であり時間つぶしの厄介な事であるに違ひない。それにも拘らず、國家が敢てかくの如きことを國民に要求するのは、統計調査が國家として必要不可欠のものであるからであつて、國家としてはそうすることは當然のことであり又之に應ずることも國民としての當然の義務でなければならぬ。

最近統計報國といふ言葉が屢々使はれる様であるが、其の趣旨も歸する所は前述の如きものではないかと思ふ。國政の基礎を築くべき統計調査の仕事に國民として自ら進んで參劃し、有効適切なる統計資料を國に提供し皇國の發展に統計を通じて寄與すること日本國民としての誇でなければならぬ。

統計の仕事は素より基礎的な様の下の力持ちの仕事で、その効果が直接表面に現れない點に於て、他の國政に關する仕事に較べて、華々しきといふものがない。その爲に統計調査の仕事は兎角世人の注意を牽くことが尠く、國に盡す仕事としては、どちらかと云へば割のわるい仕事に屬する様に見える。併し、國に盡す途に二つは無いのであつて、統計調査に従事する仕事も立派な報國の途であることに偽はない。

此の點に於て農林統計調査員の日頃の活動は、之皆統計報告の實踐に外ならぬのであつて、今次事變が華々しき戦果を收め皇國の彌榮を行く其の蔭に多年に亘る統計調査員の努力が與つて力なしと誰が斷言出來やう。統計調査員の日頃の活動に對しては、國家は固より國民も深く之に感謝すべきであらう。併し乍ら、時局は極めて重大である。國家の凡ゆる部門を通じて長期戦に對處すべき態勢を整へんとしつゝある今日、統計調査のみ獨り舊態依然たるは許されぬ所である。統計報國を念とする者が此の非常時に於て晏如たり得る譯がない。常日頃統計調査に關係する者として、統計調査を通じて此の未曾有の國家非常時を克服することに若干なりとも寄與しやうとする氣運の起ることは當然であつて、そいふ氣運の起らない方が寧ろ不思議である。私は絶体に信じて居る。今や全國十五萬人の農林統計關係者の間には統計報國の赤心が燃えさかつて居ることを。此の農林統計關係者の燃えさかる統計報國の赤心に一定の方向を與へて、之を統制し、其の成果を具体化することに努力することこそ中央に於ける農林統計關係者の責務でなければならぬ。

三、何故農家調査を選んだか

農林統計關係者として統計報國の途は澤山あるのであらうが、その中でも從來からの農林統計調査に一段の努力を傾けることは勿論肝要な事である。抑々現行の農林統計は既に其の制定以來十數年を経過し、其の間農林漁業事情は素より、農林政策にも著しい變化が起り、農林政策の基礎資料としての農林統計も自然時代に即應して改廢を

要すべきものも出来て来た。國としては従來からの農林統計を時代の要求に即する様改廢すべきことは勿論であるが、農林統計の根本的改廢は恒久的事業であつて、一時的のものではないから、之が實施には相當の經費をも伴ふものであつて、國家財政との關係に於て慎重に考慮する必要がある、今急の間にはあはない。従つて農林統計關係者の事變下に於ける統計報國の誠を社會に具体化して見せる爲には、従來存在せず然も有意義な特別な調査を行ふといふことが最も策の得たるものであると思ふ。尤もその調査もあまり面倒なものであつては、調査員の負擔が大きくなり過ぎるからして、比較的手數のかゝらないもので然も有意義な調査でなければならぬ。

之等の點を充分考慮した場合に於て、農家調査を臨時に行ふといふことが現下の諸事情から觀て最も適切なこととなる。このことを充分に理解していただく爲には農家といふものを調査することが我が國の農業經濟事情から觀て如何に必要なことであるかといふことを述べなければならぬが、これについての詳しいことは別の機會に譲り(統計集誌六月號拙稿「農家調査の社會經濟的意義」を参照あれ)茲には農家は農業の基礎であり又別の言葉で云へば日本では農家が農業を動かしてゐるものであることを考へて貰へばよろしい。この意味に於て我が國に於て農家を調査することは、農業統計の出發點であると共に、農業政策の出發點でもあり又其の歸着點でもある。然るに事變の進展は日本の農業政策にも一大轉換を要求するものであらうが、新しい農業政策は新しい統計の上に打立てられねばならぬのであつて、農業統計に取つても正に時代は革新を要求して居る。農家を調査することは従來の生産物偏重の農業統計に取つて洵に一大革新を意味するものであつて、これこそ新しい農業政策の基礎資料として相應しい調査であることを斷言して憚らぬ。併し農家を調査することが非常に困難なものであつては特別な豫算を伴はない今回の如き場合には手が出ない。ところが農家といふものは農業の基礎であるだけに、従來の農林統計の如き生産を主とする統計調査に於ても、一應之を明瞭にして置く方が何かにつけ便宜であり、統計に熱心な地方では従來既に農家に關して色々な統計調査を行つてゐた所が多いばかりでなく、假令特別な調査を行つてゐない地方でも

調査員は受持調査區内の農家については、かなり詳しいことを知つて居るのが常態であるので、全國的に農家調査を行ふことは、その調査事項に少しの考慮を拂へば、さまで困難ではないのである。しかも従來農家について全國的な調査といへば、全國の農會に依頼して調査して居る簡單な戸數調査しかないのであつて、これでは市町村としても又道府縣としても或は國としても何かにつけ不便なのである。

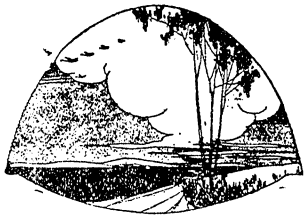
我が國の農業統計が右の様な状態に在る今日、農林省が今回農家調査にのり出したことは寔に有意義であつてこれによつて、従來地方によつてまち／＼に行はれて居た農家統計に國家的統制を與へることとなるばかりでなく、従來この種の統計の缺けて居た地方には之に依つて、新に有用な統計を地方に提供することにもなる。然も今回の調査事項の程度ならば、調査員としては敢て各農家を實地に巡回して聴取しなくとも既に其の大半は之を知り盡して居ることであるから、比較的簡單に調査票の計入も出来るであらうから、調査員に取つても、甚だしく面倒なことでもあるまいと思ふ。然も此の調査は全國的に集計した場合には我が國の農業統計としては劃期的なものとなり其の社會を益することも實に莫大なものがあるとすれば、この調査こそは寔に一舉兩得といはうか、一石二鳥といはうか、其の効果は極めて大なるものがあるのである。この様な有意義な調査が統計報國の念に燃ゆる全國十五萬人の統計従事員の手に依つて歴史的大事變下に於て行はれることは皇國日本に相應しい事であり、永く後世に傳へらるべき美譽といはねばならぬ。(完)

統計模範町村視察記(二十一)

戦死傷者を出さぬ

平穩な村の明け暮

新治郡山ノ莊村を訪ふ



進急が石岡驛にとまつて筑波行のバスが出るまで一時間四十分、待合室で三種の新聞を隈から隈まで殆んど読んでしまつた。九時四十分バスが発車するとなつても乗り込んだのは記者一人である。車が大きいので石岡町を出はづれると動搖は相當に激しいが兎に角貸切に乗つた様なものだ。新治郡七會村を通る頃は兩側の畑に粟が澤山植ゑられ丁度花盛りで甘い臭が車窓に迫つて来る。麥も色づいて半は刈られた畑もあり小学校の児童が教師指導のもとに銚後援護の奉仕でもあらう畑仕事をしてゐるのが見られ心強きを覺える。

山ノ莊村役場

二本松停留所で下車し教へられた道を左して畑道を進むと

るので水田は二毛作の耕耘に恵まれてゐる。此の山ノ莊村を治める役場吏員は書記助役と三十年四ヶ月も勤続する上野競氏が村長として采配を振り、助役前野七左衛門氏が學事兵事社寺を分擔し、六年二ヶ月勤続の収入役飯塚圭佐氏が金銭物品の出納、十九年四ヶ月在職する書記勝村新次郎氏が統計、産業、農會事務を、又十六年四ヶ月勤続する書記根本彦次郎氏は庶務、稅務を、八年十ヶ月在職の書記齋藤亮一郎氏が戸籍、衛生をそれ／＼分擔して居り何れも豊富な經驗と練達の手腕を有するところから治績があがつてゐる

人口と製産物

山ノ莊村の本籍人口は男一千五百三十四人、女一千五百三十四人計三千六十八人であるが現住人口は男一千二百十六人、女一千二百七人、計二千三百三十三人である従つて入寄留は僅か九十九人に過ぎないが出寄留は八百三十三人の多きに達し戸數四百三十戸に割當てると一戸平均は五・五五人である。之を職業別に分類すると農



【眞説】 前(右から)書記根本彦次郎、村長上野七左衛門、後(右から)助役前野七左衛門、書記勝村新次郎、庶務根本彦次郎、戸籍齋藤亮一郎、衛生齋藤亮一郎、統計勝村新次郎、産業農會事務根本彦次郎、収入役飯塚圭佐氏

と約二十分、右手へ折れた所で山ノ莊村役場の前へ出た。堂々といふ程ではないが田舎にぼつんと一軒こんな家があるのは不似合の様にも思はれる程である。一体山ノ莊村は新治郡の西部に位し東は七會村に接し、北は筑波山脈を隔て、小櫻村に、西は小田村、南は斗利出村と都和村に隣接し、東西二里南北一里、大字小高、東城寺、小野、大志戸、本郷、永井の六大字から成るへの字形をした細長い村で西北境は筑波の支脈が蜿蜒連続して屏風を立てた様で西に寶鏡山、東は龍峰でその中央部にあるのを小野山と稱してゐる。南は坦々たる平野で耕地が續き東城寺駒ヶ瀧に源を發する町田川がその中央部を貫き、小野川の支流を入れて高濱入に注ぐのであるが此の川の各所に堰を構へて灌漑に供したり又排水に利用したりす

業が三百五十八戸(自作九十七戸、自作兼小作百十二戸小作百九十九戸)工業四戸、商業十五戸公務自由業十一戸、其他二戸で純農村の形態を備へて居り、農耕反別から見れば五反歩以上一町歩内外を耕作する者が大半を

占め三町歩以上を耕作するものは僅か二戸に過ぎないので小作農家が約半數を占めて居り乍ら貧富の差が餘りないといふのは外からの經濟的刺戟を受けることが比較的少い遠隔の純農村であるからではあるまいか。山ノ莊村の昨年度生産物を見れば一番多額を收めるものは養蠶で春蠶二百六十二戸、夏秋蠶二百六十二戸、春蠶は六萬七千二百八十六圓、夏秋蠶三萬八千三百七十七圓に上つてゐる。梅や柑橘類、柿などいふ果實の生産額は二千八百九十圓、牛は四十七頭、馬百二十七頭、豚七十頭、鶏一千八百八十四羽(二百四十七戸)産卵六千九百七圓といふ生産、飼育もあり、又山が多いので松材二千三百四十九圓、杉二千二百九十五圓薪炭材六千七百五十圓、木炭一萬四千六百六十圓、花崗岩三百七十五圓といふ様な特殊産物もあるが一般農産物

の産額は二十萬九千七百四十五圓に上つてゐる。その内譯をあげて見ると

△米一萬六千三百圓△麥三萬五千三百七十四圓△大豆二千五百八十四圓△甘藷二千八百圓△菜種二千五百五十四圓△生大根一千九百九十七圓△小豆百六十圓△粟八百七十四圓△黍百二十四圓△玉蜀黍九圓△蕎麥八十八圓△甘藷切干六十九圓△馬鈴薯六百二十二圓△胡麻百九十八圓△實棉百七十二圓△豌豆二百四十七圓△空豆百三十二圓△隱元七十六圓△胡瓜三百四十四圓△南瓜三百三十三圓△西瓜五十四圓△茄子四百七十一圓△蕃茄七十八圓△人蔘三百九圓△牛蒡五百二十五圓△里芋四百三十圓△蓮根四十九圓△葱四百八十四圓△玉葱五十八圓△甘藍七十五圓△漬菜七百三十二圓

といふ數字を示してゐる。前にも一寸書いておいたが此の村の水田は灌漑排水に恵まれ約五割の百町歩許りが二毛作水田で菜種、小麥、大麥、馬鈴薯などが作付けられ作柄の相當なものが出來るのが特徴といへやう。

統計調査員

之等の生産統計は村内を九區に分けて統計調査員が分擔調査するのであるが山ノ莊村の統計調査員は年齢から見て大体に平均し四十才から六十一才までほとんど男盛り、而も村會議員とか名譽職をやつたとか村内で相當の地位を占めて居る連中で従つて成績もあがり第五區の岩瀬鉄三郎氏などは農林

名勝と傳説

一通り事績簿や役場の調査が終つたのは午後一時頃になつたらう。晝食をするにしてもさういふ店が一軒もない村である。上野村長が心盡しで役場の小使さんが手料理に鯉の刺身をつくつて呉れたのを奨められた。こんな田舎へ來て鯉の刺身を口にしようなどとは思ひもよらぬ事だけに非常に嬉しかつた。一時のバスに間に合はねば四時までは連絡がない。それまでに村内の名勝舊蹟を御案内しやうと統計主任の勝村書記が促すので役場を出た。道々の話に今度の事變で山ノ莊村からも相當の應召者を出したが未だに戦死傷者を一人も出して居ない、それは坂東二十六番に數へられる清瀧觀音の御蔭であり、又東城寺の高臺にある藥師如來の加護によるものだとの説があるといふ。兎に角その何れにせよ戦死者はおるか戦傷者さへ一人もないといふのは珍らしい話である。小高い岡を登つて行くと清瀧觀音に來た。こゝに奉安される佛像は作者不詳だが彫刻家長谷川榮作氏の鑑定によると相當なものだといふので國寶指定の申請中だといふのであるが、それにもまして欄間にある龍の彫刻には面白い傳説がある。それは小田を荒す雀は日暮になると山へ歸るのだが清瀧觀音堂へは決して宿をしない、といふのがそこにある龍の彫刻を恐れたのだといふのである。郷社日枝神社の流鏑祭は古典的なもの

大臣から選奨を受けて居る程である。今受持の概要を示せば

調査區	勤続年數	氏名	年齢
第一區	八	坂井源一郎	(四九)
第二區	一三	赤根貞之助	(五一)
第三區	四	阿部力	(五一)
第四區	一三	萩原總之助	(五七)
第五區	一三	岩瀬鐵三郎	(六一)
第六區	一三	岩瀬市重郎	(五二)
第七區	一三	屋代藤三郎	(五一)
第八區	一三	前野七左衛門	(四〇)
第九區	一三	加藤源吾	(五一)

でその受持耕地筆數から見れば第四區の一千八十八が最高で第七區の四百八十九が最低を示し、そこに相當の開きを見せて居るが耕地面積は大体に於て平均して居る。豫算に計上されてある統計費は二百六十圓で統計調査員手當は一人當り十八圓、之に米生産統計調査員手當五圓宛を加へて二十三圓で優遇とまではゆかずとも先づ相當のところではあるが計上されてある。調査員打合會は春夏秋冬それ〴〵三四回宛は開催して居るが純朴な農村だけに指示された要項について眞面目に研究して之を確守するといつた程度で格別の工夫もなく全くまゝ自然のままに調査成績をあげてゆくところに山ノ莊村らしい姿を見られるのである。

として有名である、日枝神社の氏子は斗利出、都和、山ノ莊の三ヶ村にまたがつて居るがこの祭典に行ふ流鏑祭には志筑村から市川將鑑氏を依頼して來て境内を七回まはり合歡木の的を射て貰ふのだ相で村内から稚子なども出てその家柄もきまつて居るといふ六ヶ敷い祭典なのだがその執行が中の猿の日の猿の刻(午後四時頃)に行ふといふ事や傳説などを考へ合せると昔合歡木に巢くつた猿が村内を荒し廻つて居たのを志筑村の市川將鑑が退治したその功績を今日に残し祭典に偲ぶといふにあるらしいとの事である。前にも一寸書いた藥師如來の仁王門にある仁王尊は國寶指定の申請中で、大宇小野の小野源兵衛氏邸内には小野祠といふのがあり五輪塔まである相當なもので小野小町を葬つた處だと稱されてゐるが時間の都合でそこまでは廻れなかつた。曇つた日ではあつたがそれでも山を登つたり知道を縫つて歩くと汗をかいた。午後四時のバスには丁度間に合ふので、日枝神社に參拜して勝村書記と別れた。

本縣總務部長更迭

本縣總務部長今松治郎氏は六月二十八日付を以て内務事務官兼内務書記官として北支臨時政府顧問補佐官に任ぜられ、後任には山梨縣總務部長久保田峻氏が全日付を以て發令された。従つて本統計協會長も會則の示す所に依り久保田新部長が就任することとなつたので今松前部長には其の勞に酬ゆる爲に記念品を贈呈した



勝鹿村に今も残る

熊澤蕃山先生の遺業

商工業地古河に隣る農村

である。

猿島郡勝鹿村は大字上邊見、西牛谷、東牛谷、女沼、下邊見、大堤によつて成り寛文四年以降土井氏の領する舊古河藩の封で明治四年廢藩置縣の令に依り古河縣と稱し、明治五年印旛縣の管轄に屬し、明治八年五月から茨城縣の所管となつたもので東西一里十町、南北一里三十町、面積〇六六方里で東は猿島郡岡郷村に、西は古河町に、南は猿島郡香取村及新郷村に接し北は栃木縣下都賀郡野木村に隣つてゐる。

青年村長と語る

刺を通じると統計主任長濱哲夫氏が出迎へ、青年村長青木亮一氏に紹介される。村治に就て政黨的に影響を受けるところは無いかとの質問に對し青木村長は極めて明快に此の地方は昔から小久保城南氏等の地盤として知られたところを

連絡がいゝ列車に乗りはぐると一時間餘も小山で待たねばならぬ古河行きである。六月九日雨を冒して乗り込んだ水戸線の列車が小山に着いて乗換ホームへ出ると東北本線が滯り込んで来た。間々田を過ぎて古河へ下車して乗合を求めたが猿島郡勝鹿村を通るバスが発車する迄には一時間近くも待たねばならぬとのこと、止むを得なければそれも仕方がない諦めて待合室の人達と話をしていると一時間近くも待つて乗合に乗る間は十分か十五分、それで縣道の交叉点で下されて勝鹿村役場まで五六丁も歩かねばならぬとの話である、考へて見ると視察する時間より乗物を待つ時間の方が長くなり相だ、馬鹿々々しいにも程があると思つたのでハイヤーを飛す事にした。古河から自動車が行出したと思ふと間もなく縣道を左折し砂利道を進むこと暫く、右へまがると火の見櫓のある生垣の前で自動車は止まつた、そこが猿島郡勝鹿村役場

以前は政友系の勢力が相當にあつたが今日では村治に對しては政黨的な影響は少しもなく至極圓滿に協調して行く様になりましたと答へ明朗な村として戸數五百三十七戸、人口男一千七百七十二人、女一千七百二十七人、計三千四百三十九人を擁する純農村として立ち行く姿について色々な物語りは續いた。

經濟更生計劃

勝鹿村の地積約千町歩の内田は百九十三町七反、畑は四百八十六町五反で農家一戸當り田三反九畝歩、畑九反八畝歩といふ状態で農家の種類は自作百二十七戸(一割五分七厘強)自作兼小作二百七十八戸(五割六分三厘強)小作八十八戸(一割七分八厘強)で縣下でも有數な商工業地古河町に接續し鐵道や自動車の便宜によつて南は東京市、北は東北地方から北海道方面の需要地を擁し逐年蔬菜の需要が増加するので農家は集約的經營をし主要農産物、養蠶等を合せて一ヶ年約三十八萬九千圓の収入を得て居るが生活費、經營費等を見ると收支償はない状態を繰返し淳朴勤勉な農家も何等報いられる事なく窮乏に陥り昭和十一年の調査によると村全体として二萬百三十六圓、農家一戸當り四十圓の欠損を見、負債額は村全体として十七萬一千五百八十七圓、農家一戸當り三百二十圓といふ状態なので昨年經濟更生計劃を樹て縣の指定農村として五ヶ年間に約十萬圓の増收を圖り收支差引八萬四千餘圓の殘額

を得る様、總務部、經營部、經濟部、教化部の四部に分けて具體的計劃のもとに其の實現を期し既に其の第一歩を踏み出したのである。

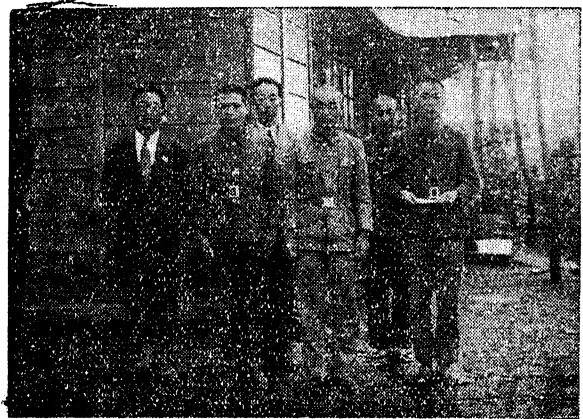
吏員と調査員

村役場は青木村長のもとに吏員四名で助役も収入役も目下は欠員である。庶務戸籍を掌る書記館野萬七氏は勤續十二年五月、兵事學事衛生出納事務を分擔する書記齋藤七藏氏は十一年十一月の勤續、統計勸業社會各般を主宰する書記長濱哲夫氏は五年七月、稅務を一手に引受ける書記金谷武氏は十年十月の役場生活を續けるといふ何れも經驗に富んだ手腕家揃ひである、此の外雇だつた岡安貞一氏は書記に昇格出征中である。又此の村の統計調査區は七區に分けて

調査區	勤續年數	氏名	年齢
第一區	八	三田 近之進	(五七)
第二區	六	長濱 一之助	(五三)
第三區	一	高橋 大藏	(四〇)
第四區	一	金谷 清一	(三九)
第五區	九	高橋 嘉吉	(五〇)
第六區	一	尾花 治兵衛	(四六)
第七區	一〇	長濱 彦次郎	(四二)

以上の諸氏が分擔して居るが第一區の三田近之進氏は昭和十

年縣統計協會總裁から、又第七區の長濱彦次郎氏は今年農林大臣から何れも統計功勞者をして名譽の表彰をされてゐる。勝鹿村の總豫算は二萬八千九百圓で滯納は僅かに十四圓、それも村内居住者のものではなく不在耕地々主の滯納によるものと聞いては如何に村民が淳朴精勵であるかを察する事が出来やう。統計費は九十圓で調査員手當は十五圓、それに米生産調査手當六圓を加へて一人當二十一圓である、併し昭和八年迄は一人當四十圓宛も支給して居り従つて勝鹿村の統計成績の全盛期ともいふべきは昭和四年から八年迄で他町村から視察に来る者も多かつたが種々なる事情から手當も減額され、それが統計の成績にも影響して來たのは如何にも残念で是非昔日の勝鹿村にしたいと青木村長も念願してゐた。



【明説眞實】
長村木青・記書野館・記書谷金(らか右列前) 記書濱長
記書藤齋・記書組産花尾(らか右列後)

頭、馬三十三頭といふのに豚になると三百五十四頭の多さを數へてゐるのは矢張り前と同じ様な理由からであらう従つて家禽も飼養戸數四百四戸で成鶏一千九百七十七羽、雛一千四百七十四羽、價額にして一千八百七十三圓、産卵四千九百五十七圓の收入を昨年見てゐるのである。今昨年の農産物の主なものを掲げると左の如くである。

- △米十五萬七千八百八十七圓△大麥八萬三千五百十二圓△小麥五萬三千八百六十五圓△大豆三千八百八十六圓△小豆八百八十圓△粟八千三百六十四圓△玉蜀黍四百三十二圓△蕎麥一千四百五十二圓△甘藷一萬四千八百八十八圓△胡麻百八十四圓△豌豆八十圓△空豆二百圓△隱元豆三十四圓△胡瓜九百五十四圓△南瓜一萬一千六百四圓△西瓜三千六百四十六圓△茄子一千三十六圓△蕃茄三百八十二圓△大根二千九百五十二圓△人蔘七百七十二圓△牛蒡七百六十六圓△馬鈴薯一千九百四圓

古河といふ需要都市を隣にした勝鹿村が蔬菜栽培などに力を入れるのは當然の事である。又家畜にしたところが牛五十五

で其の總額は三十七萬七千四百五十二圓にのぼつて居る。此

(主要生産物)

の外に煙草が一町一反歩栽培され約一千百圓の收入があり養蠶は春蠶一萬二千三圓、夏秋蠶一萬一千八百八圓、計二萬三千百一十一圓をあげてゐる。

(熊澤蕃山の墓)

勝鹿村が誇るところは何か、格別名勝がある譯ではない、取立てゝいふ程の舊蹟があるといふのでもなく、唯一ともいふべきものは熊澤蕃山の墓であらう。墓といふよりも一代の尊王經世の大家蕃山が自ら工を起した耕地整理の水田約十四町歩が大字大堤、下邊見地内に残され蕃山の遺業が今尚ほ里人に大きな教訓と實益とを興へてゐる事であらう。熊澤蕃山は元和五年京都に生れ、岳父守久が寛永三年水戸威公に三百

石を以つて召された事から本縣に縁が結ばれた。十六才の時備前侯池田光政に仕へ、二十にして辭し中江藤樹を慕ひ三日二夜門前に端座しその誠意を認められて師事した事は餘りに有名な話である。後再び池田侯に仕へ豊後の中川侯にも召されたが幾何もなく京都に歸り山城、播州等に悠遊自適してゐたが蕃山の學識、經世の才を妬む者の爲讓せられて貞享二年古河に禁錮の身となり元祿四年八月十七日七十三才を以て歿し二十日勝鹿村延壽寺に葬られたのである。熊澤蕃山の功業を今更列擧するのは略すが勝鹿村地内に残された耕地整理はその道路といひ用排水路といひ現在のそれと殆んど變りがないといふのを見て如何に蕃山が卓抜した識見と才能を有してゐたかを想像する事が出来るであらう。

寄贈圖書

- 昭利十一年人口動應統計 内閣統計局
- 自昭利十一年九月家計調査報告 全
- 至昭利十二年八月家計調査報告 全
- 統計時報第七十九號第八十號 全
- 昭利十年市町村別人口動應統計 全
- 昭利五年國勢調査最終報告書 全
- 昭利十二年宮城縣統計書第一、二、三編 宮城縣
- 昭利十三年米統計表 宮城縣
- 昭利十二年大日本帝國海灣統計要覽 農林大臣官房統計課
- 最近の山形縣勢 山形縣總務部調査課
- 昭利十二年米麥統計 福井縣總務部
- 浪華の鏡 五、六月號 大阪府統計協會
- いしずゑ 五、六月號 福岡縣統計協會

- 調査月報 第四號 朝鮮總督府
- 第四十九回統計報告 内務大臣官房文書課
- 第十一次馬政統計 馬政局
- 昭利十一年關東局第三十一統計書 關東局
- 昭利十一年商業調査書 大阪府
- 昭利十一年愛知縣統計書第一、二、三、四、五編 愛知縣
- 昭利十一年岡山縣統計年報全 岡山縣
- 統計界五月號 岩手縣統計協會
- 昭利十一年神奈川縣統計書 神奈川縣
- 昭利十一年東京府統計書第一、二、三編 東京府
- 昭利十一年和歌山縣統計書 和歌山縣
- 朝鮮 六月號 朝鮮總督府

非常時下水害の

對策に遺憾なきを期せ

調査員各位の奮起を望む

本年は特に事變下のことゝて各地とも勞力不足を氣遣はれたが隣保共助の精神の現はれで各種團體を始め學校も臨時休校しての共同作業勞力奉仕が遺憾なく運ばれて農家が一年の收穫を賭けた實に忙がしい作付期間も了へいよゝ盛夏を迎へるのである。この期間には最も重要視される水稻作況調査、米第一回豫想調査等があつて統計調査員各位の責任は重大である。

殊に過般縣下一帯を襲つた未曾有の下水害は此の種調査の上にも會つて見ない色々な支障を及ぼすだらうと思はれる。即ち例年の調査方法を踏襲したゞけでは今年の様な特異な事情のもとにある調査の完璧は期し難いのである。自分の耕作物が蒙つた下水害の後始末だけでも容易なものでないのに、尙ほ大切な作況調査や第一回收穫豫想調査などの仕事に奉仕しなければならぬ町

村統計主任や調査員各位の勞苦は誠に御同情に堪えない次第であるが銃劍をとつて異郷に戦ふ將兵と同様の心構へを以つて銃後の第一線に活躍する各位は、此の際更に統計報國の熱意を燃やし各種調査に遠算なきを期されたいのである。斯る非常時下に於ける災害に遭遇してこそ始めて統計の重要性が一般から認識されるのであつて、此の災害を轉じて統計關係者が其の機能を發揮して重要國策に貢献する機會たらしめる覺悟のもとに協力されん事を望んで止まない次第である。

■豚生産狀況調報告

第二期分(市町村報告期) 七月末日限

本調査は豚統計改善策の一方法として兎角課査洩れとなる生産頭數の正確を期する目的から昭和十三年に限り豚の生産狀況を左記四期に分ち調査致すこととなり、右に關しては昭和十二年十二月二十四日付縣報登載を以て通牒

■梨豫想收穫高

(市町村報告期八月四日限)

梨豫想收穫高は昨年を以て第一回とし本年は第二回目の調査である。八月一日現在を以て調査し八月四日迄に縣へ到達する様報告するので其の間非常に短期間なるを以て往々期限迄に報告し得ない町村も見受けられ、事務進捗上甚だ差支えるを以て特に注意を拂ひ電報なり電話なりを以て報告する等期限の恪守に努めて戴きたい。梨は果樹園に就ては果實調査原簿に依り果樹園以外の宅地、堤塘、畦畔其の他に植ゑてあるものは果樹園以外の果實調査原簿に依り、何れも結實樹齡に達したるもの、樹數に對し之が一本當の豫想收穫高を決定して算出するのであるから克く調査区内の成育狀況、氣候の適否肥培管理の狀況を検討して可及的正確を期する様されたす。

致しましたから夫々御手配の事と存じますが、第一期分報告に徴しますに報告様式を異にするもの、課査期間の相違するもの、報告期限を失するもの等が見受けられましたから、第二期からは報告期限を確保せられ誤謬のない様に充分注意せられたいのです。

記

- 第一期 自昭和十三年一月一日 至同 年三月末日 報告期限 昭和十三年四月末日限
- 第二期 自昭和十三年四月一日 至同 年六月末日 報告期限 同年七月末日限
- 第三期 自昭和十三年七月一日 至同 年九月末日 報告期限 同年十月末日限
- 第四期 自昭和十三年十月一日 至同 年十二月末日 報告期限 同十四年一月末日限

■綠肥作用物

(市町村報告期七月末日限)

〔イ〕、作付段別は春蒔秋蒔たるとを問はず又病蟲風水害等の爲收穫皆無と

なりたる地と雖も一旦作付したるものは凡て調査することです。

〔ロ〕、作物栽培の目的が綠肥なる場合に於ては之を家畜の飼料に供したりとも之を課査すること、但し其の目的が最初より家畜の飼料なるときは調査の要はありません。

〔ハ〕、栽培の儘收穫することなくして鋤込みたる數量は之を見積り計上するのです。

〔ニ〕、本表其の他中にはダイコン、アブラナ、クローバー各種、ザートキツケン、ルーサン、ルーピン等を含みます。尙價額の調査は實際に賣買せられ居りませんから之が調査は至難なるべきを以て大体左記肥料成分に依り算定する外ありません。

- レンゲ 生百貫匁
- 大豆粕一枚(時價相場)
- モクシク 生八十貫匁
- 全 (全)

■水稲作況

(市町村報告期八月十五日限)

水稲作況は其の管内の作況を観察して普通作況に比し五分以上を増収する見込の場合を良とし、五分以内の増収見込の場合を稍良とし、普通作況見込の場合を普通とし、五分以内減収見込の場合を稍不良とし、減収五分を超ゆる見込の場合を不良として、即ち五段階級の何れかに依り報告するのであります。此の普通作とか或は増収何割何分、減収何分とかの割合は作況であるから、市町村の收穫量とは必ずしも關係は有しない。例へば水田の埋立地が多いとか、或は植付不能の地が非常に多いとかで、作付反別が激減して、其の管内の收穫が非常に減する様な場合があつても、作付は箇々の田が反収に於て従来よりも増収の場合には稍良とか良となる場合を生ずるのであります。尙此處で普通作況と謂ふのは前五ヶ年間に於ける中庸の作柄を指すので、之

に對しての比較を前述の五段階級の一で表示することとなる。此の表は八月十五日現在の調査を十八日迄に縣へ到達する様報告するを要するのであります。すから期日迄に到着せぬ見込の場合は電信、電話等の方法に依り速報せられたいのであります。

■大豆豫想收穫高

(市町村報告期八月十八日限)

本調査は八月十五日現在に依り(枝豆を除き)調査するもので、即ち栽培現在面積は取扱細則に依り實地に調査したる面積を掲上し、豫想收穫高は右調査期日現在に於て栽培地を實地に巡回して成育の状況、病虫害、風水害等の状況を観察し且氣候の経過、肥培管理等を考慮したる上精農家の意見をも徴して一段歩當り豫想收穫高を見積るのであります。

尙本表は八月十八日迄に縣へ到達する様報告するのでありますから報告期

限は特に厳守せられたい。

昭和十二年に於ける大豆縣平均の反當收量並單價を示せば左の通りです。

反當 單價
〇・八八〇合 一五・八七錢

■夏秋蠶豫想掃立數量

(市町村報告期九月五日限)

本表は九月一日現在で区内各飼育者に就き養蠶調査方法に依つて作成する夏秋蠶調査原簿を基礎として豫想掃立數量を作成するのであります。

■米第一回豫想收穫高

(市町村報告期九月廿三日限)

本調査は九月二十日現在に依り調査し九月二十三日迄に縣廳へ到達する様急速報告を要する重要な統計であります。すから、次の注意を参照し遺憾なき調査を遂行せられたいのであります。

本表に掲上する作付反別は本表を纏むる必要上既に九月二十日迄に調査員をして其の調査区内に於ける米作地を

一筆毎に米生産統計調査取扱方に依り調査するもので、即ち作付反別調査原簿及耕地圖又は米作地圖に依り、各筆毎に作付の梗米籾米の區別、上中下の作柄の區別を調査し、之を各集計して最後に水陸稻の作柄毎の反別を其の作柄毎の一反歩豫想收穫高に乗じて各作柄毎の收穫高を得、各作付反別及收穫高の作柄別を合計して本表に必要な數を得るのであります。一旦作付したものが無收穫となる場合には之が反別をも加へねばなりません。而して一反歩豫想收穫高を調査する場合には特に細密に受持調査区内の作柄の状況を調査し、且精農家數名の意見をも徴して最も慎重に決定する必要があります。尙報告に際しては備考欄の所定事項を洩れなく記載すると共に指定の期日迄に到達せざる見込の場合は電報又は電話等敏速の方法に依り一先づ報告を願ひます。

■米作農家戸數調

(市町村報告期九月二十三日限)

本調査は九月二十日現在を以て各調査員が其の擔當調査区内に於ける米作農家と米作準農家に付いて調査するものですが特に左記事項に留意し誤りなきを期せられたいのです。

- 一、米作農家は世帯員中米作を爲すものある世帯を計上し、又米作準農家は學校、試験場、組合、會社其の他法人又は団体にして米作を爲す場合には其の管理者に付前項の區分に從つて夫々計上すること
- 二、米作農家數及米作準農家數の計上に當りては其の經營耕地の所在の如何に拘らず米作農家又は米作準農家所在の市町村に於て之を計上すること
- 三、米作農家一覽を其の儘利用する時は必ず重複計上する様な虞れがありますから之は絶対に避けられ飽くまで實地調査を施行し計上すること
- 四、米作準農家の種別を明かならしむる爲に必ず其の名稱を備考に記載すること

■一段歩收穫高並單價

麥及綠肥の前年に於ける反當收量及單價は前號に掲載したが、其の他のものに付掲載すれば次の通りである。

園藝農産物蔬菜及花卉	反當收量	單價
エンドウ	一・〇九二合	(石)一四・三五錢
ソラマメ	一・五三四合	(全)一一・七一錢
インゲンマメ	八九一合	(全)一九・五九錢
食用農産物		
ジャガイモ	三六二貫	(貫) 九錢
工藝農産物		
ナタネ	一・一一二合	(石)二一・八六錢

■夏秋蠶豫想收穫高

(市町村報告期九月末日限)

本表は九月二十五日現在に依り受持区内の各飼育者毎戸に就いて實際の状況を調査し、尙當業者の意見をも徴して其の区内に於ける蠶種一瓦當の豫想收穫量を決定し、之に掃立數量を乗じ

て豫想收籾高を算出するのですが、若し無收籾見込數量ある場合には其れを除外した掃立數量に乗じて算出するのです。前年收籾高欄へは前年夏秋蠶表に記載した、實收籾高（上籾、玉籾、屑籾を合計した總收籾高）を計上するのであつて、前年の豫想收籾高を計上せぬよう注意を願ひます。備考欄には前年收籾高に對する増減事由の外に氣候の適否、飼育の経過及桑葉の過不足並に發育の狀況等も必ず記載されたいのです。

■青刈飼料作物

（市町村報告期其ノ年九月底日限）

本表は其の年の收穫面積及收穫高、價額を調査し九月底日限（本年以降當分の間調査）報告することゝなりましから左の点に付御注意を願ひます。

- 一、飼料の目的を以て收穫したもののみを調査するのです。然し官立の學校、試験場、講習所等に於て栽培せられたものは調査を要しませんから御注意を願ひます。

意願ひます。

- 二、永年性牧草とはテモニー、オーチャードグラス、レッドトップ、スエスキト、ケンタッキーブルーグラス、トルオートグラス、レッドクロバト等莖葉を飼料に供する永年性草本作物を謂ひます。
- 三、收穫面積には其の年實際收穫した地の面積を計上するのです。
- 四、混作又は間作は相互に影響を受けた限度に於て各其の面積を見積ののです。
- 五、收穫高には秋時たると春時たるを問はず凡て其の年收穫した生草の數量を計上します。但し刈取らないで其の儘飼料とした場合には其の收穫高は收穫したものに準じ之を見積り計上致します。
- 六、價額は生産者の賣渡價格を基準とし若し當該市町村内に賣買の事實がなく賣渡價格のないときは市町村に於ては備考欄に其の旨を記載し價額及單價の記載を要します。
- 七、備考欄には増減著しき場合に其の理由及記入事項中説明を要する事項等を記す。

學事年報の

製表に就て

粗漏のない様に

昨年學事年報中取調條項甲款及甲、乙號表に就て述べましたが此の度は八月三十一日限りの經濟表について記入上の注意を致したいと思ひます。公學費は市町村の歳出及歳入、公立學校又は

す。

圖書館の歳出及歳入私學費、私立學校又は圖書館の歳出及歳入の教育學事に關する費目の總てを洩れなく掲げるのであります。が市町村の豫算整理様式に捉はれず實際の支拂澄憑書に依つて作製することになつて居りますので其の總額に於て年報の公學費が市町村の教育費決算と同額となるか若しくは多いのが正しいといふことになるのであります。そこで本表の作製に當つては克く収入役と連絡を保つて粗漏のない様注意し決算面に表はれたる數字が如何なる状態に依つて動いてるかを明瞭にして置いて關係員の査閲の際質問されて迷はない様心掛けて頂きたいのであります。

一般上の注意

一、公學費には市町村決算の教育費及右以外の各款項目より支出したるもの、特別會計に屬するも其の市町村學事の爲に支出したる費用は全部掲載することになつて居ります。

- 一、年度内三月一日現左の學校、教員養成所圖書館は其の年度に屬する支出や収入の金額全部を掲載し假令其の支出や収入が少額と雖も必ず一々各費目別に掲げるのです。
- 一、臨時費に於ても市町村決算に依り調査し朱書して掲げ、特別會計に屬するものは適當な符號を附け普通會計と區別、繼續費は其の年度に支出したる金額だけを掲載するのです。
- 一、縣より市町村へ特別會計に屬する金額を補助したものは市町村の収入も亦適當な符號を附け區別して掲げるのです。
- 一、學校幼稚園、圖書館等で他の學校の附屬になるものは本校の部へ合算して掲載するのです。
- 一、小學校の公學費は尋常、尋常高等、高等の各校に區別し區別することの出来ない金額があるときは主なる經費を要する學校の部へ掲げるのです。
- 一、金額及坪の計算は各項毎に必らず四捨五入し圓位又は坪に止めるのです。
- 一、學校の設置、廢止、移管、我舎の増設、

御記載願ひます。

- 八、本表に計上する作物は農林省統計樣式第七麥、第八食用農産物、第九園藝農産物、又は第一綠肥用作物の何れの表にも之を計上しない様御注意を願ひます。
- 九、前項調査の重複を防ぐ爲大正十四年十一月本縣令第三十八號農林商工統計報告規則取扱細則に依る田畑の小票記入に際しては適當な時期に於て實地調査の上小票備考欄に飼料作物と記入を願ひます。

燒失等は本表報告に影響がありますから脫漏のない様注意し必らず備考に其の旨説明して頂きたいのです。

第二四公學費表 支出（年度調）

▲俸給（專任者）

- 一、學校長、園長、館長の俸給は專任のものゝみを掲げること。
- 二、小學校長及び訓導、教諭、助教諭、准訓導、代用教員、保母、舍監、幹事、書記、助手等の俸給は必らず專任者の俸給のみを掲げること。
- 三、青年訓練所主事及び指導員手當、（學校醫手當齒科醫は區別すること）は各々其の該當欄へ掲げること。
- 四、休職者の俸給は各相當俸給欄に休の字を附して掲げること。

▲旅費

- 一、普通旅費の外教員講習會出席手當、教育會出席手當、修學旅行旅費補助、學事視察旅費補助等の如く性質上旅費ならば之を旅費として掲げ、然らざる場合は其の他の諸費欄に掲げること。

▲雑給
一、事務雇員、職工、農夫、門衛、小使等の給料及兼任に依る手當其の他人夫賃等を掲げる事。
二、學生、生徒、兒童給費
一、學資金及び同性質のものは給費として掲げる事。
二、生徒及び貧困兒童に學用品(圖書、文具等)の現品を給した時、それが賞與でない場合は給費として掲げる事、學校給食の費用は本欄へは掲げず、部其の他の諸費欄へ※印を附して掲げて頂きたい。

▲借地費、借家費
本欄へは第二六公學資産中土地坪數、建物坪數欄へ掲載すべき事實がない場合は必ず借地費、借家費の支出がありますからこれを掲げる事。
▲住宅料、住宅賃借料
教員に支給する住宅料又は住宅賃借料を掲げる事(第一學事報告の二にある教員住宅調と對照すること)

▲圖書器械標本費、器具費、消耗品費
一、器械とは圖書又は標本に準じて生徒教授に用ふるものを云ひ、器具とは其の以外の用具の總てを云ひます。即ち物理、化學の實驗並農業、工業、漁撈、航海、手藝、音樂等に關する學術技藝を修習せしむる爲めに用ふるものは之を器械とし、机、腰掛、黑板、其の他事務用具等は之を器具とする事。又この區別は公學資産表にも共通いたします。
二、器械器具等の修繕及び手入費等は各々其の相當欄へ含んで掲げる事。
三、電燈費は消耗品費として掲げる事。

▲新營費、教員住宅建設費
一、主として臨時費で學校建築費、敷地賃借地の買入代を掲げ、又學校基本財産とする土地建物の購入費も掲げる事此の際は適宜の符號を附し之を備考に説明して戴きたす。
二、教員住宅建設費があれば収入の教員住宅費縣費補助欄と對照し、又次年度に於て第一學事報告の二の教員住宅に掲載するのですから脱漏せぬ様注意を要します。
▲修繕費
一、學校基本財産に對する修繕及手入の費用

▲委員報酬、教育委託費、教員講習會費、壯丁教育調査費、社會教育獎勵費、就學獎勵費、學事統計費、學校衛生費、學事視察費、學校組合事務費、同協議會費、教育會補助青年團補助、學校、幼稚園及び圖書館の補助、其の他教育學事に關する団体補助、少年團補助、其の他一切の學事關係費が掲載されるのである。
三、學務委員報酬、青年團補助等を教育費以外より支出する場合でも公學費として調査する。
四、學校給食臨時施設費は重に臨時費に屬するが(經常費を以て支出する町村もある)※印を附して調査する。
五、往々軍人會、尙武會等の補助を記載する町村があるが之は誤りである。
六、私立學校等に對する補助は第二五私立學校、圖書館等收支表の収入の部補助欄と對照し且つ一々其の學校毎に備考へ説明するのである。

第二四公學費表 收入 (年度調査)
一、收入中米穀其の他物品等で金額に換算し決算したものは總て其の該當欄に掲げる。

▲寄附金、雜收入の如きは其の主なる目的或は主として得たる理由等に依つて必ず尋常、尋常高等、高等の各小學校に區別して掲げる。
▲授業料
一、授業料總額は第一學事報告の授業料月額の十一倍したものと大差なき筈である。
二、授業料徴收を中止した場合は備考へ其の旨附記して頂きたい。
▲寄附金
一、學校擴張に關する寄附金、校具購入の寄附金等總て教育に關する寄附金を記載すること。
▲學校基本財産より生ずる收入、積立金及其の他の資金より生ずる收入
一、學校基本財産、積立金及其の他教育學事に關する資金の利子及び其の他收入は普通特別會計に係はず必ず本欄に記載し、再び元金に組入れ蓄積する場合は其の金額を其の他諸費欄に於て支出するのである。然るに此の利子及び其の他收入を教育學事に關する以外の費用に使用する時は其の他諸費欄に於て支出する必要はない。

▲其の他諸費
一、前記の色々な種別の各欄に該當しない總ての教育學事に關する費用を掲げるのです
二、即ち恩給基金、惠與金、教員の年末賞與、恩勞金、宿直賄料、通信運搬費、兒童出席獎勵費、生徒學年末賞與、式日儀式費、運動會費、學年末に於ける優等生若くは無缺席者に與ふる賞品の費用、印刷費父兄會招待費、保險料、廣告料、軍事教育費、諸備被服費、短艇保管費、水泳費、入學考查費、實習費等を掲げる事。
三、其の他諸費欄に掲げる金額は出來得る限り各學校、幼稚園、青年訓練所、圖書館に區別し、區別し難い金額は其の費用の主に使用した部に掲げる事。
▲其の他の部に屬する其の他消費(備考記載の經費)
本欄へは前記の各學校、幼稚園、青年訓練所、圖書館に全然區別し難い費用を經常費臨時費(朱書)に區別して掲載するのである
二、即ち學校基本財産蓄積金、學校建築積立金其の他學事に關する一切の積立金、學務

▲雜收入
一、入學試驗手数料、生産物賣拂代、敷地及建物賣却代、不用品賣拂代等のものを掲げる事。但し教育委託料は圖書館の下其の他へ掲げるのである。
▲國庫及び縣費の補助
一、其の年度に屬する總ての國庫及び縣費からの補助を漏れなく掲げる事。但し學校給食臨時施設費補助は圖書の下其の他諸費補助欄に掲げるのです。

第二五私立學校圖書館等 收支表 (年度調査)
私立に係る學校圖書館等に關する調査に就いては公學費に於ける取扱いと同一方法で調査すれば宜しいのでありますが左記の点念の爲め申し上げて置きたいと思ひます。
一、學校の會計年度が本年報の統計年度と異なつてゐる時は統計年度に最も近い學校の會計年度に依る一箇年の收支決算を以て之に代へて頂きたい。
二、學校長、幼稚園長、圖書館長、青年訓練所主事、教員保母、舍監、司書、青年訓練

所指導員、事務員に對して手當又は報酬の名義にて支出するも毎月一定の額を給したものであれば總て之を俸給として計上すること。但し事務員中雇員待遇に依るもの、俸給は雜給として取扱ふ。

三、表中各種別に掲載された以外の費用は其の他の欄へ掲げて之を備考へ詳細に説明すること。

四、収入の部國庫補助の欄には補助以外の名義にて國庫より交付せられた金額をも其の名義別に夫々適宜の符號を付して區別して掲げること。

第二六公學資産表(年度末現在調査)

一、公學資産の範圍は公學の爲にする資産で市町村の所有權を有するものに限つて調査するものである。

一、學校、幼稚園、青年訓練、圖書館等では學校の附屬に係るものは總て之を本校の部に計入するものである。こゝで附屬とは會計を共にするもので附設に係るものでなく、併し獨占的に敷地、建物等を有する場合は必ず其の坪數、價額を記載して頂きたい。

が限ります。

三、他人の土地に木竹を植付け基本財産とした時日其の立木竹の價額を時價に見積つて森林の價額欄に適宜の符號を附して掲げ之を備考に説明して頂きたい。

▲其の他の價額

一、基本財産で前記の各種別に該當しないものを總て掲げ、其の内譯を一々備考に區別して記載して頂きたい。

二、基本財産の森林を間伐して材木とした場合其の價額を時價によつて本欄に記載すること。

▲積立金

基本財産は永久的であり、積立金は校舎の建築の爲めに積立つるといつた様に一時的の積立金を指すのでこの區別を誤らない様注意して頂きたい。單に現金ばかりでなく穀物、建築材料等を積立てた場合でも之を時價に換算して記載すること。

第二七兒童就學獎勵費支出狀況調

(年度調査)

一、本表は市町村及び公益團體に於て直接給與したものに就いて調査するので市町村に

▲敷地、附屬地

一、敷地とは校舎を建設した土地の一區劃内を謂ひ、附屬地とは其の區劃外の土地を謂ふので、校舎と一區劃内にある運動場、實習地、教員住宅敷地等は之を敷地に記載するのである。

二、土地坪數は可成實測したものに依つて記載して頂きたい。

▲建物の教場、閱覽室其他

一、教場とは實際に使用して居る教室のことで講堂、屋内体操場、道場、自轉車置場、教員室及び事務室、圖書保管室、廊下、使用しない教場等は其他へ掲げるのです。

▲地、建物、圖書、器械標本、器具の價額

一、總て時價を以て調査し、土地及び建物は一坪當りを算出し時價として適當か否かに注意して頂きたい。

二、圖書、器械標本、器具の資産價額は前記公學費支出によつて破損のない限り年々新購入に依つて増加する筈です。注意して頂きたい。

土地及建物の坪數増加したのに拘らず公學費

於けるものは小學校に於ける學生、生徒、兒童給與の支出額と圖書館の下其他の諸費欄へ※印を以て掲載したる學校給食臨時施設費として支出したる金額を合算したるものと大体に於て一致することになるのである。

▲支給費目別

一、支給費目別調査に於ては市町村の部は市町村に於て直接給與したるものを掲げ、公益團體の部は大部分其の村兒童保護會に於て直接給與したるものに就て調査するので同一人が市町村及び公益團體の兩方より給與された場合は本費目別調査に於ては別に各々一人として掲載するのであつて何れの場合も、實人員を掲載すること。

一、教科書、常用品といふ如く二種以上に亘つて給與されたものは金高の多い方に掲げて頂きたい。例へば一人に對して教科書の爲七十錢、常用品の爲一圓三十錢、被服の爲五圓支給したるときは被服支給の欄に一人七圓として掲げるのである。

▲受給總額金高別

一、前述の調査は支給したる方面より見た調

中新營費に於て支出のない場合がありますが之は必ず敷地購入とか建築とかの臨時支出がある筈です。記載洩れのない様注意を願ひます。本年報告と前年報告の控とを對照して増加の場合は新築、増築、擴張、好景氣に依る時價の騰貴等の如く、減少の場合は不況に依る時價の低下、賣却、焼失等の如く備考へ詳細に其の理由を附記して頂きたい。

▲基本財産及び積立金

一、基本財産の金額及び積立金は年度末の現在高を掲載すること。依つて次年度の積立を混合して掲載せざる様注意して頂きたい

一、小學校の基本財産及び積立金が尋常、尋常高等、高等の各小學校に區別してない市町村が多いのですが、この場合には主なる目的又は經費を要する學校に記載すること

▲現金及預金

一、貸付金及び運用金の類をも計上すること有價證券は時價に見積つて掲上して頂きたい。

▲土地、建物の坪數及價額

一、土地、建物の價額は時價を以て掲上する二、公學資産を其の儘記載する向もあります

查であるが本調査は給與を受けたる方面から見た調査で一人のものが市町村及び公益團體の二箇所から給與された場合は其の金額を合算したるものを掲げるのである。尙公益團體より兒童就學獎勵を爲した時は其の團體名を備考へ記載して頂きたいのである。

農林統計事務打合

本年九月一日を期し全國一齊に實施せらるる農家調査及び新規に調査せらるることとなつた飼料用作物調査に就て萬全を期する爲農林省主催にて去る六月十九日栃木縣廳會議室に於て本省より長畑統計官、茨城、栃木、埼玉、群馬各縣の關係者出席の上協議打合を遂げた、當日の出席者次の如くである。
農林省長畑統計官、増野埼玉縣統計課長、小坂橋群馬縣統計課長、富岡、大腰屬、虎口茨城縣屬、北里栃木縣總務部長、加地栃木縣統計課長、吉田、古口、後藤屬、中丸、山中、青木、太田、明神統計主事補

九月一日施行される

農業調査の要綱

農業國策の基本を確立

調査の趣旨

農は吾國産業の王座を占めて居るばかりでなく、國家に實質なる思想と頑健なる壯丁とを提供する源泉であつて富國強兵は農を離れては考へ得られない。そして人口に比して國土面積の狭い吾國では農業は會社組織等による大農式經營は殆ど見られず家族的な小農式で集約的に營まれる。だからして農業の盛衰、従つては國力の消長を卜するには先づ以て農家の状態を知らねばならないし、農業國策も此の基本的な條件を明かにせずには確立することは困難である。

農家に關する全國的な調査は、毎年農會を通じて行つて居る所謂「農事に關する調査」と謂ふものであるが、國家非常の現在では更に詳細な調査のあ

ることが望ましいばかりでなく、農産物の諸統計を正確にして行くについても、先づ其の基礎たる農家の状態を明かにすることが必要であるので、此の度農林統計調査機關を動員して本調査を行ふことにしたのである。

(四月二十三日統檢
第五二號通牒参照)

調査の時期

本調査は昭和十三年九月一日(正確

に謂へば同日午前零時)現在に依つて調査するのである。

調査の範圍

第一 調査の場所 本調査は現在する市町村に於て調査するのである。従つて自分の村に耕地が無くとも、其の農家があれば調査を行はねばならぬし、逆に耕地が村内にあつても、其の農家が村内になければ調査するに及ばない

第二 調査農家の範圍 (一)農家といふのは世帯員の中の誰れかゞ多少に拘らず農業を營んで居る世帯のことである。従つて農家を本業として居るものは勿論、農業以外の業を本業とし農業

を片手間にやつて居るものも、何れも茲に調査を要する農家である。

(二)農業を營むと云ふのは、生計の手段として土地を耕し作物を栽培すること(耕種)蚕蠶をやること、家畜、家禽又は蜜蜂を飼育することの中何れか一つ又は二つ乃至三つを自己の業として自ら經營することを謂ふのである。併し蠶を飼つても其の必要とする桑を全部他から買入れるのみならず、他の如何なる作物の栽培も行はないといふ様なもの、又は家畜或は家禽を飼養して居ても、それに必要な飼料も作らず、更に他の如何なる作物の栽培もやつて居ないといふ様に、土地を全然耕作しないものは農家としない。

(三)會社、組合、農會等の法人又は青年團等の團體が農業を營むも之は調査を要せぬし、更に又學校、試験場等も茲では調査を要しない。

調査の事項

第一 右の調査農家に就いて左の六項

目を調査する。

- (1)農家の所在地
- (2)農家世帯主の氏名
- (3)專業兼業別
- (4)兼業農家の兼業の種類
- (5)農業の種類
- (6)耕作面積(自小作別)

第二 調査事項の解説

一、專業兼業別 (一)專業農家(農業のみを營む世帯)とは其の世帯員の誰れかゞ農業を營んで居り、而も農業以外の業に従事するものが、其の世帯員の中には一人も居らなげ様な世帯を謂ふ。兼業農家(農業と他の業とを兼ね營む世帯)とは世帯員の一人が農業の傍ら商業を營むと云ふ風に、同一人が農業と他の業とを兼ねて居るもの、亦世帯員なる父は産業組合の事務員として勤めて居り世帯員たる息子は農業に従事して居るといふ様に、世帯員の二人以上が各別個の業に従事する場合も含むのである。

(二)農業以外の他の業に従事するとい

ふても、農家の世帯員が臨時に他の業に従事することがあつてもこの場合は兼業と見ない。兼業農家といふからには農業以外の業に従事することが、其の農家の常態でなければならぬ。

(三)專業、兼業の區別は本業、副業の區別とは異なる。本業農家といふのは農家が主たる業をなすものを謂ふのであるから、專業農家は勿論、兼業農家中で農業を主とするものも之に入る譯であり、副業農家といふのは兼業農家中で農業を従として片手間にやつて居るものを指すのである。

(四)尤も農業の主従を如何なる標準に依つて判斷するかは、概念的にかなり難しいことであるが、實際に當つては多くの場合、某家は農家が主であるか、他の業が主であるかは、大體村民の見する所は一致し、その判定に迷ふことはあるまいと思ふ。併し多

くの農家の中にはその判定の困難なものも相當あらうかと思ふが、その場合は當該農家世帯の生計が常時主として依存して居る方の業を主とし然らざる業を従とする。

(五)農業以外の業といへば林業、水産業、商業、工業等澤山ある譯であるが、或る農家にして其の世帯員が他の農業に日傭として雇はれる場合又は農家以外の各種の方面に雇はれる場合(例へば近くの工場に職工として雇はれて通勤する場合とか伐木夫として林業家に雇はれる場合)も兼業農家である。因にこの種類のものは兼業種別欄では雇傭労働に該當する譯である。「兼業農家の兼業の種類」参照

(六)農家が自己の收穫物を加工又は製造するといふ様なこと(農業的の製造加工)又は僅かな自己の林野から柴草を採取して畑に鋤込むとか、薪を採取して自家の燃料に供するとい

て生計をどうしようといふ考へがなければこれは別段取りたて、養畜と見ない。

四、耕作面積(自作小作別)

(一)耕作面積には其の耕作する耕地(休閒地を含む)の所在が他市町村たると、自市町村たるとを問はず、各農家の耕作する耕地の全面積を計上するのである。

(二)自作地には當該農家の世帯主又は其の家族の所有する耕地であつて當該農家に於て耕作するものを計上し小作地には當該農家の耕作する耕作中、自作地に非ざる總ての排地を計上するのである。

調査の手續

一、調査員は配布を受けた調査票用紙に、自己の擔當調査区内に九月一日に現在する全農家に關し、調査事項を記入するのであるが、記入に當つては直接農家に聴くとか、其の他適

ふ様なこと(農林的林業)或は農家が自己の水田に於て鯉を飼育するといふ様なこと(農業的の養魚)は何れも農家として農業に附隨して當然に普通に行はれることであつて、之等の作業を一つ一つ取り立て、農家が工業を兼ね營むとか林業又は水産業を兼ね營むと見る様なことをせず之等は總て農業の一部の作業を行ふものと看做す。

二、兼業農家の兼業の種類 兼業農家の營む農業以外の業の種類を本調査では林業、水産業、工業、商業、雇傭労働、其の他に分けてゐるが、この場合林業、水産業、工業、商業は其の農家が自らの等の業を經營する場合に限るので、これ等の産業に労働者として雇傭せられる場合は、其の他に入れるのである。右の何れにも該當しないものは總て其の他に入れる。

三、農業の種類 耕種といふのは、土

當なる方法に依つて正確なことを記入する様にせねばならない。

二、調査員は擔當調査区内の全農家に關し調査事項の記入が了つたならば記入洩れ又は誤記がないかどうかをよく検査する。

三、調査員は調査票の検査が了つたな

地を耕作し作物を栽培して之に依つて生計を營むこと、養蠶を飼育すること(自家消費の桑を栽培することを含む)に依つて生計を營むことであり、養畜(養禽、養蜂を含む)といふのは家畜、家禽又は蜜蜂を飼育すること(自家消費の飼料を含む)に依つて生計を營むことである。自己の養蠶に必要な桑を栽培するのみで、他の作物の栽培をしないものは養蠶のみを營むものとて養蠶と耕種を兼ね營むとは見ない。養畜についても同様で、自己の飼料を栽培するのみで、他の作物を栽培しないものは養畜のみを營むものと見、之も耕種と養畜を兼ね營むものとは見ない。農家が農耕の目的のみで、牛馬を飼育する様な場合には、これを農家がこゝにいふ養畜を營むものとは見ないし、又鶏を二、三羽飼育して居るものがあつても、これなどは鶏をたゞ飼つて居る丈でこれに依つ

らば、之を市町村長に提出する。市

町村長は此の調査票の内容を更に検査した上、之を集計して市町村結果表を作成し、調査票と共に十月十日迄に着く様に地方長官宛送附する。

(完) (様式略)

統計調査員異動

(上は新任括弧内は舊)

昭和十三年四月二十八日	行方郡大和村	山崎 増雄	(調査區増)
中川 仲三郎	(邊田 市之助)	柳生 伸郎	(全)
千葉 乾藏	(海老澤 武男)	古谷 富治	(全)
全	行方郡玉造町	塚田 源四郎	(長 堀 豊)
中田 市三郎	(佐々木龜次郎)	中田 豊	(秋山 廣三郎)
全	四月二十五日 行方郡八代村	平根 藤次郎	(石川 保一)
茂 木光之助	(鷺川 慶彌)	平山 一夫	(山本 宗吉)
全	四月十五日 北相馬郡大井澤村	全	四月二十八日 鹿島郡沼前村
猪 塚重之	(飯田 正一)	川 澄初雄	(川澄 富之助)
全	四月二十日 北相馬郡大野村	全	四月三十日 鹿島郡豊郷村
鈴木 伸太郎	(吉田 正男)	山野 貞	(箕輪 重良)
鈴木 留吉	(椎名 修一)		